

経 済 産 業 省

20230629 貿局第1号
輸入注意事項2023第12号
経済産業省貿易経済協力局

「ロシアを原産地とする原油及び石油製品（輸入公表三の七の(9)に掲げるものに限る。）の輸入に関する確認について」（令和5年2月6日付け輸入注意事項2023第3号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年7月3日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「ロシアを原産地とする原油及び石油製品（輸入公表三の七の(9)に掲げるものに限る。）の輸入に関する確認について」の一部改正について

「ロシアを原産地とする原油及び石油製品（輸入公表三の七の(9)に掲げるものに限る。）の輸入に関する確認について」（令和5年2月6日付け輸入注意事項2023第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和5年7月4日から施行する。

(別紙)

「ロシアを原産地とする原油及び石油製品（輸入公表三の7の(9)に掲げるものに限る。）の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ロシアを原産地とする原油及び石油製品（輸入公表三の7の(9)に掲げるものに限る。）の輸入に関する確認について（令和5年2月6日付け輸入注意事項2023第3号）

改正後	現 行
<p>2. 提出先 資源エネルギー庁資源・燃料部<u>資源開発課</u>（1.（1）に関する書類） 資源エネルギー庁資源・燃料部<u>燃料供給基盤整備課</u>（1.（2）に関する書類）</p>	<p>2. 提出先 資源エネルギー庁資源・燃料部<u>石油・天然ガス課</u>（1.（1）に関する書類） 資源エネルギー庁資源・燃料部<u>石油精製備蓄課</u>（1.（2）に関する書類）</p>